

篠崎進士 法律事務所報



2012年 新春号

暴排条例・総論 02

所長弁護士 篠崎芳明

暴排条例・各論

不動産業 04

副所長弁護士 進士肇

建設・土木業 05

弁護士 小川幸三

証券業 05

弁護士 寺島毅一郎

金融機関 06

弁護士 杉山一郎

旅館・ホテル、ゴルフ場 06

弁護士 中山祐樹

小売販売業 07

弁護士 石黒一利

放送業界 07

弁護士 鈴木哲広

近況報告 08



暴排条例・総論



篠崎・進士法律事務所所長
弁護士 篠崎 芳明

はじめに（暴排条例を特集する理由）

有名テレビタレント島田紳助氏が昨秋突然引退しました。暴力団と親密な関係にあったとのこと。平成23年10月1日から、東京都・沖縄県を含めて全都道府県で、暴力団排除条例（いわゆる「暴排条例」）が施行されました。一般市民や企業と暴力団のかかわりが大きな社会的関心と呼んでいます。

当法律事務所は、昭和50年代から暴力団など反社会的勢力による被害を受けた被害者の被害予防と損害回復に取り組んできたこともあり、東京都暴排条例の施行の前後から、市民・企業・マスコミより、「暴排条例」についての問い合わせを数多くお受けしています。そこで、今回の事務所報は、「暴排条例」特集としました。

暴排条例とは

暴排条例は、暴力団のみならず、一般市民や企業も対象にして、暴力団の資金源断絶と暴力団活動の規制とを内容とする条例であり、暴力団の壊滅を目的としています。

平成22年4月1日に福岡県が全国に先がけて施行した後、平成23年10月1日までに47都道府県すべてで、各都道府県で制定された暴排条例が順次施行されました。

暴排条例制定の背景

平成4年に、いわゆる暴力団対策法（法）が施行され、またこの年、私も制作に協力した伊丹十三監督の映画「ミンボーの女」がリリースされました。一般に、ミンボー（民事介入暴力）とは、「暴力団やその周辺にある者が、暴力団の威力を用いて市民や企業に義務のない行為を強制する行為」と理解されています。しかし、法の規制対象は、

「指定暴力団」の「構成員」であって、「その周辺にある者」や「暴力団を利用する者」は原則として除外されています。それから約20年が経過しましたが「暴力団員」は減少したものの、法の適用がない「準構成員」が増加し、結果として暴力団勢力に減少の兆しはありません。暴力団周辺者や利益提供者への法的対応が十分ではなかったのです。

暴力団は、法施行後その悪質化を一層深めております。ヤミ金により経済的弱者から莫大な利益を吸い上げ、株価操作により善良な投資家に莫大な損害を被らせ、対立抗争時には銃器を使用し、対立暴力団組員と誤認して一般市民を死亡させるなど、民主主義国家の支柱である法秩序を破壊し、社会に害悪を及ぼしています。暴力団の壊滅は日本社会の喫緊の課題です。

暴力団がその勢力を弱めない理由は、暴力団に資金提供をしている事業者や、逆に暴力団の威力を利用して利益を追求している者が今でも存在するからです。これら暴力団に協力する暴力団周辺者に対する法的手当が必要であることは、つとに指摘されてきました。社会の要請に応じて、暴力団壊滅のために一般市民や企業の協力を求めようとして制定されたのが「暴排条例」です。

暴排条例の仕組み

暴排条例は、各都道府県で若干異なりますが、暴力団の壊滅のために暴力団のみならず一般市民や企業も対象にしていること、暴力団への利益供与や名義貸しを行う者には、行わないよう勧告がされ、改まらないときは事実（社名や氏名など）が公表されることなどは全国共通です。都条例では、悪質なときには防止命令や罰則が科せられるとしています。

市民と事業者の義務

暴排条例が市民や事業者に求める主な事項は以下の通りです。

■ 利益供与の禁止

事業者が暴力団に対して利益を供与すること、暴力団が事業者から利益供与を受けることが共に禁止されます。暴力団への資金流入を遮断するものです。

いかなる行為が「利益供与」となるのかが社会的関心と呼んでおりますが、暴力団の事業や資金源活動に協力するものか、勢力拡大に寄与するものかが判断基準になります。

■ 相手方の属性の確認

事業者は、契約に際して取引の相手方その他関係者につき暴力団ではないことを確認し（属性確認）、暴力団関係者の関与が判明したときは契約を解除できることの特約（暴排条項）を入れるよう努める義務があります。不動産取引については、暴力団事務所に使用しないことを確認するよう努める義務も課せられます。

条例違反の制裁

■ 条例による制裁

利益供与や名義貸しを行う者には、行わないよう勧告され、改まらないときは事実の公表がされ、悪質なときは防止命令や罰則が科せられます。罰則の内容は各地の条例により異なります。

■ 社会的制裁

事実の公表に際しては、市民や事業者の氏名などが明らかにされることから、公表された後は、銀行の融資や建物賃貸借契約の締結が拒絶されるなど、社会生活において多くの不利益を被るなど社会的制裁を受けることになります。

求められる市民と事業者の自覚

暴力団は民主主義の根幹である法秩序を破壊し、安心安全な社会を崩壊させる社会の敵です。暴力団に利益を与える行為は正に反社会的行為です。暴力団に利益を与えず、勇気を持って対処することが一般の市民と企業に求められているのです。

求められる警察の警備徹底

市民や企業が暴力団に対峙するには、その安全が保障されることが必要です。警察には市民と企業の安全のために徹底した警備を行うことが求められます。

当法律事務所の役割

篠崎・進士法律事務所は、かねてより『人権の擁護と社会正義の実現』による社会貢献を標榜しております。コンプライアンスを強化し、コーポレートガバナンスを確立し、リーガルオピニオンや法的手続を重視しようとする企業と市民に対して、相談に応じてアドバイスをする初期対応から、マニュアルの確立、法的措置による正義の実現まで、ご依頼者の実情に応じて親身のお手伝いをしております。

暴力団など反社会的勢力との関係を断絶する場面では、その方法などを具体的にアドバイスすると共に、必要な際には代理人として果敢に行動します。

できるだけ早い段階でのご相談をお勧めしますが、ご相談に遅すぎることはありません。困ってしまったときも諦めずに、まずはご相談にいらして下さい。

2012年（平成24年）1月

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環として

ホームページを開設しております。

ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や

講演記録等を開示しております。



暴排条例・各論

不動産業

1. 不動産取引と暴力団との関わり

不動産取引は取引価格が大きく、不当関与の際の利幅が大きいこともあって、古くから暴力団の主要な資金獲得活動の一つです。行為類型としては、競売物件への関与、不法占有による民事執行妨害、不動産取引への介入などが挙げられます。また、暴力団はその活動を行う上で暴力団事務所等の拠点を必要とすることから、売買・賃貸といった取引を通じて事務所を取得し、これを拠点として利用しています。

かように、不動産取引と暴力団とは切っても切れない関係にあることから、暴力団排除のためには、あらゆる不動産取引に関し、不動産業界をはじめとする関係者の不断の注意と努力が必要になります。

2. 不動産業界の取り組み

不動産業界団体、不動産事業者、行政は、不動産取引の健全性を確保するために、一体となって、不動産取引からの暴力団の排除に取り組んできました。平成19年6月に政府が「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（指針）を公表した後は、平成21年3月に国土交通省「不動産取引からの反社会的勢力の排除のあり方検討会－とりまとめ－」が公表され、平成23年6月には不動産流通四団体による反社会的勢力排除のための条項例が策定されるなど、業界団体を通じた取り組みが進められています。

3. 不動産業界と東京都暴排条例

東京都暴排条例（都条例）は、不動産取引に関し、不動産の譲渡等における措置（19条）、不動産の譲渡等の代理又は媒介における措置（20条）を定めており、不動産業者はこれらへの対応が求められます。

(1) 不動産の譲渡等における措置（19条）

第1に、不動産業者が自ら不動産の譲渡や貸付けを行う場合には、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所としては使用しないことを確認するよう努めなければなりません（属性確認）。確認方法としては、金融機関の融資審査などと連携して一般的な確認をすることは元より（現金決済の場合には要注意）、買主・借

主に対して、暴力団関係者ではないこと、及び暴力団組事務所として使用しないことの表明確約書の提出を求めることが考えられます。

第2に、当該不動産が暴力団事務所として

使用された場合には契約を即時解除又は買戻しできる旨の条項を、契約書中に定めるよう努めなければなりません（暴排条項）。モデル条項例としては、前述の、平成23年6月に公表された不動産流通四団体による反社会的勢力排除のための条項例が参考になります。

(2) 不動産の譲渡等の代理又は媒介における措置（20条）

都条例20条は、不動産の譲渡等の代理又は媒介をする不動産業者においても、対象不動産が暴力団事務所として使用されることを知って代理又は媒介をしないように努めること（1項）、不動産取引を行う当事者に対して、都条例19条を遵守するよう助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるべきことを、定めています。

4. 今後取り組むべき課題

～不動産競売からの暴力団の排除

このように条例等によって暴力団排除のために制度設計が進む中、大きく後れをとっているのが民事執行手続としての不動産競売です。残念ながら、不動産競売においては誰もが競売不動産を買受け（いわゆる競落）することができ、暴力団を排除するための措置は全く講じられておらず、専門家からも、法の不備であるとの指摘がなされています（東京新聞平成23年10月1日朝刊関連記事における、当事務所小川幸三弁護士のコメント）。これを放置するならば、暴力団が不動産を合法的に取得するための抜け道を残すことになり、それゆえに暴力団による執行妨害を誘発することになってしまい、不動産競売自体の信用が損なわれます。したがって、まずは各裁判所の運用によって、そしてゆくゆくは法律によって暴力団排除のための手当てがなされることが望まれます。



篠崎・進士法律事務所副所長
弁護士 進士 肇

建設・土木業

建設・土木工事は、一工事当たりの金額が大きく、元請業者は工期を守らないと違約金を支払わなければならない等の弱点を有することから、暴力団は工事妨害をちらつかせるだけで容易に多額の不法な利益を得ることができ、そのため、建設・土木業は暴力団等の反社会的勢力の温床となっていました。そして、このことは公共工事においては、暴力団等の反社会的勢力に税金が流入することを意味しました。

政府の犯罪対策閣僚会議は、暴力団を排除するための指針として、企業からの暴力団排除と公共工事からの暴力団排除を打ち出し、これを受けて、①政府や地方公共団体は暴力団関係企業を公共事業の入札から積極的に排除し（大阪府暴力団等排除対策措置要綱は「暴力団員と社会的に非難される関係を有する」業者の入札資格停止を規定し、暴力団組長と一緒にゴルフをした業者がこれに該当するとししました。）、また、②日本建設業団体連合会は、元請負契約に詳細かつ実効的な暴力団排

除条項を設けさせることによって、下請業者等から暴力団関係企業を排除する責任を元請業者に負わせる提言をしました（暴力団から不当要求を受けたり工事妨害を受けた業者に警察に届け出る義務を負わせ、この義務に正当な理由なく業者が違反した場合、また、下請業者が暴力団関係企業であることが判明した場合、施主は元請負契約を解除することができるとししました。）。

今回の暴排条例でも、施主は、元請業者のみならず、下請・孫請業者からも暴力団関係企業を排除できる契約内容にすることが義務づけられておりますので、これからは、元請業者に、工事の隅々まで目を光らせ暴力団関係企業の侵入を許さない体制作りが求められます。



弁護士 小川 幸三

証券業

証券業界は、「暴力団にとって、証券取引を悪用した不正事犯は、他の資金源と比較して、はるかに多額の資金を比較的短期間に獲得できる、『うまみ』のある資金源であり、暴力団をはじめとする反社会的勢力は、証券取引・証券市場から直接的又は間接的に資金を獲得しており、その最終的な被害者は、善良な投資者や証券関係者である。」との認識に基づき、他の業界に先駆けて、反社会的勢力との絶縁即ち「証券取引・証券市場からの反社会的勢力の排除」に業界挙げて取り組んできました。日本証券業協会の規則も、早くから、会員証券会社に対して、暴排条項の整備等を義務付けています。今回の都条例に則して言えば、証券会社の扱う金融商品取引は、口座開設も含むその全般が、暴力団の資金獲得、運用及び保管の機能を果たし得ることから、暴力団等に証券口座を開設させ、取引を行わせることは、都条例の禁止する助長取引（都条例18条1項、24条3項）に該

当しますが、上記のとおり、証券業界は、都条例施行のずっと以前から、反社会的勢力との絶縁に真摯に取り組んでおり、契約締結前の排除（口座開設申込みに対する謝絶）だけでなく、より困難な契約締結後の排除（既存口座の解約）についても、既に多くの事例が積み重ねられています。当事務所でも、平成18年以降現在までの間に、証券会社代理人として、多くの口座解約の事例を経験しました。今後も、「証券取引・証券市場からの反社会的勢力の排除」の必要性は、高まることはあっても低減することはないと思われます。今後整備予定の反社会的勢力データベース等も活用し、業界挙げて、更に厳正な対応をとっていくことが望まれます。



弁護士 寺嶋 毅一郎



金融機関

一般社団法人全国銀行協会（全銀協）は、平成19年7月の「反社会的勢力介入排除に向けた取り組み強化について」により、反社会的勢力に係るデータベースの構築や、反社会的勢力との取引であることが判明した場合等に契約解除を可能とする規定の整備等を申し合わせました。

その後、全銀協は、平成20年11月に銀行取引約定書に盛り込む場合の暴力団排除条項の参考例を、平成21年9月に普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定に盛り込む場合の暴力団排除条項の参考例をそれぞれ公表したうえ、平成23年6月には、反社会的勢力による東日本大震災の復興事業への参入の動き等を踏まえ、暴力団排除条項の参考例を改正しました。

平成23年6月に改正された参考例では、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」や、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者等の

共生者についても反社会的勢力の排除の対象としました。

一連の取り組みにより、反社会的勢力による新規口座開設の申込を謝絶するだけでなく、既存取引や既存口座についても弁護士を窓口として暴力団排除条項や暴力団排除条例等による解消をすすめています。

当事務所は、既存口座の解消に伴う預金の返還を、現金書留による送金や法律事務所での直接引渡などの方法で行っています。



弁護士 杉山 一郎



旅館・ホテル、ゴルフ場

旅館・ホテルが暴力団の慶弔などを名目にしたパーティーの場所を提供することや、ゴルフ場が暴力団のゴルフコンペのために施設を提供することは、暴力団の活動を助長するとともに、暴力団の資金獲得手段ともなり得るものであり、暴力団排除条例により禁止されています。これらのパーティーやゴルフコンペは、暴力団の活動を封じるためにも、しっかりと申込を拒絶することが重要です。

このような施設利用を拒否するためには、まず、施設の利用約款に暴力団排除条項を盛り込むことが必要です。旅館・ホテルについては、観光庁の定めるモデル宿泊約款に暴力団排除条項が盛り込まれました。なお、宿泊客が反社会的勢力であることを理由とする宿泊拒否は、宿泊拒否を原則禁止する旅館業法5条にも抵触しないものと解釈されています。暴力団員の結婚式、披露宴の利用を拒絶したホテルに対する損害賠償請求は、裁判例において否定されています。

そして、施設利用契約締結後、施設利用前に反社会的

勢力による施設利用であることが判明した場合には、利用約款に基づき利用契約を解除する旨の通知書を内容証明郵便等で送付し、利用を拒絶することになります。現に施設の利用中

に、利用者が反社会的勢力であることが判明した場合には、慎重な対応が必要です。警察に立会いを求め、弁護士に連絡するなどして、利用者利用契約の解除を通告し、直ちに施設から退去するよう求めるべきです。

また、旅館・ホテルやゴルフ場等においては、施設利用者との関係だけでなく、清掃業者等の業務委託先との取引についても注意が必要です。業務委託先との契約締結の際にも暴力団排除条項を盛り込み、当該業務委託先が反社会的勢力であることが判明した場合には直ちに契約を解除できるようにしておくべきです。



弁護士 中山 祐樹



小売販売業

暴排条例は、「相手方の属性の確認」義務を定めていますが、小売販売業者が食料品や日用品等の商品を販売する場合、毎回、相手方が暴力団員等であることを確認することは非常に困難です。そのため、東京都暴排条例では、「相手方の属性の確認」義務は努力義務とされ、一般的に取引の相手方について身分を確認しないような場合についてまで、あえて相手方の属性を確認するように求めるものではないとされています。

また、小売販売業者が暴力団員等に対して商品を販売した場合、「利益供与の禁止」に違反することになるのではないかが問題となりますが、東京都暴排条例は、事業者が暴力団の威力を利用する目的で暴力団等に利益を供与する場合や暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知って暴力団等に利益を供与する場合に限って規制対象としています。そのため、小売販売業者が、上記目的及び認識がなく、暴力団

員等に対して商品を販売しても、「利益供与の禁止」に違反することにはなりません。

もともと、小売販売業は一般消費者と接する機会が多い業種であることから、暴力団員等が消費者という立場で取引するのか、暴力団の活動として取引するのかの判別が非常に困難です。

当事務所では、反社会的勢力との間で生じた紛争の対応だけでなく、事前のご相談にも対応しておりますので、事前・事後を問わず、お気軽に当事務所までご相談下さい。



弁護士 石黒 一利



放送業界

1. 業界の取り組み

放送業界では、日本放送協会（NHK）が昨年4月から、①暴力団関係者ではないことや暴力的要求行為等を行わないことの表明、②違反した場合の契約解除と損害賠償請求、を出演契約に盛り込むなど、いち早く対策に乗り出しました。

一方、日本民間放送連盟は、昨年10月31日、民放の統一的な行動指針として、「反社会的勢力に対する基本姿勢」を公表しました。しかし、民放各局では、コンプライアンス憲章や倫理規範などで暴力団との関係を持たないように努めているものの、契約書に暴排条項を盛り込むまでには至っていないのが現状です。

2. 今後の課題

「興行」と「闇の世界」は、古い時代からそのつながりが指摘されてきました。また、出演契約に限らず、他の関連業者との制作協力、スポンサー契約、一般商店などに対するロケ時の撮影協力依頼など、契約関係は膨

大かつ多岐にわたる上、口頭での契約も多く、撮影の前日に契約をすることもまれではありません。一部の歌手やタレントを排除することで、所属事務所が他の所属タレント等を全面的に出演させなくなるのではと制作サイドが危惧することも考えられますし、クール（3か月）毎に契約することも多く、番組編成にも影響を与えるため、中途での契約解除にも二の足を踏むことが十分に考えられます。

しかし、テレビや芸能の世界は社会的影響力が大きいので、厳しい対応が求められます。東京都暴排条例では、相手方の属性確認や暴排条項の導入は努力義務とされているとはいえ、今後、業界として暴力団排除にどこまで踏み込めるのかが、大いに注目されます。



弁護士 鈴木 哲広

近況報告



弁護士 篠崎芳明

東京弁護士会の機関誌「リブラ」昨年12月号に「私の修習時代」との表題で駄文が掲載されました。昭和40年から42年までの修習期間でした。修習開始時に23才であった私は、新婚時代と重なったこともあり、司法研修所入所当初は大いに浮ついていましたが、2年の間に多くのことを学び、確実に成長させていただいたことを懐かしく思い起こしました。この機会を得て、「初心不可忘」とあらためて自らに呼びかけています。



弁護士 進士 肇

平成22年2月に始まった高松のゴルフ場の会社更生手続は、関係者のご協力をいただき、お陰様で、平成23年6月30日に無事終結しました。1年4か月間で50回以上高松へ通いました。他方、平成23年1月からブログを、6月からFacebookを始めました。ブログでは、気になる書籍・新聞記事・裁判例などの情報を、気の向くままに書き留めています。私の名前で検索していただければ簡単にヒットしますので、お手すきの際にご訪問下さい。



弁護士 小川幸三

昨年、東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会で「暴力団排除と企業対応の実務」(青本)を出版しましたが、私も長尾敏成先生と一緒に監修をさせていただきました。今年は、企業とともにどれだけ暴力団排除を実現させるか、その実行能力が問われると思います。



弁護士 寺寫毅一郎

昨夏は、宣言どおりスーパークルビズを個人的に導入しました。打ち合わせ、調停まではポロシャツ・チノパン等で臨みましたが、訴訟(法廷)には、一応スーツで。そうしつつ、裁判官に、「例えば、環境省基準に従い、ポロシャツなんかで出廷したらどうでしょうかねえ?」と探りを入れてみたり、法廷や廊下にポロシャツ着用の弁護士がいないか探してみたり、様子見をして・・・さて今年は?



弁護士 杉山一郎

先日東京で開催されました日米知財裁判カンファレンスに参加しました。初めて国際会議に参加したこともあり、慣れない英語に悪戦苦闘しましたが、特に米国連邦巡回区控訴裁判所レーダー長官のゆっくりと話しかける司会進行に感銘を受けました。今後の講演等に生かしていきたいと思っています。



弁護士 中山祐樹

昨年、スマートフォンを使い始めました。メールやウェブサイトの閲覧、GPS機能によるナビゲーションといったものから睡眠サイクルの測定まで、重宝しています。スケジュール管理もできるのですが、裁判の期日を決めるときなどは、やはり紙の手帳のほうが便利なので、使い分け方を思案しているところです。



弁護士 石黒一利

先日、暇つぶしに書店を訪れたところ、「まったく新しいゴルフ理論」という本がふと目にとまりました。「コンバインドプレーン理論」をマスターすれば「飛んで曲がらないボールを何度でも打てる」とのことです。最近、ゴルフのスコアが伸び悩んでいるので、今年はコンバインド理論に挑戦してみようと思います。



弁護士 鈴木哲広

弁護士登録をして1年。皆様に支えられながら多様な案件に携わらせていただくとともに、初めて書籍の執筆にも挑戦するなど、弁護士として様々な経験を積むことができました。弁護士会のイベントでお掃除ロボットが当たり、帰宅後に戯れる毎日ですが、業務にもますます“磨き”をかけていきたいと思っています。



弁護士 山口和男(客員)

傘寿に入り弁護士として余生をいかに過ごすべきかを悩む時期になりました。近況は、弁護士としての訴訟委任は極力お断りし、専ら出版社の依頼による新法・規則・通達等の法令の解釈と裁判例に対する評釈を手がけています。気楽に依頼を受けたのですが、締め切り時間に追われ、気楽とは言えず多少後悔していますが、老後は辛抱の気持ちを持つことが必要だと、尊敬する先輩から諭されて頑張っているところです。



弁護士 清水恵介(客員)

フランスから最後の近況報告です。昨年はついに1本も論文を公表しませんでした。ネタは着々とため込んでいるので、さほど不安は覚えませんが、何やら達成感といったものがまだ感じられずにいます。日本でのほぼ2年のブランク、果たして吉と出るものか、今年の運氣が試されます。



税理士 藤代節子

何年かに1度、税務調査の当たり年という時があります。昨年は1件終わると次の調査の連絡が来てといった具合に、なんだかいつも税務署とやり取りしているぞ・・・と気の休まらない年でもありました。今年は良いものが当たって欲しいものです。今年の確定申告は、震災関連でいつもとは違うご相談もあるかもしれません。



山際悟郎

弁護士登録以来約5年間勤務しました篠崎・進士法律事務所を昨年退所し、一時弁護士登録を抹消しましたが、近々再登録をして、生まれ故郷長野で開業する予定です。篠崎・進士法律事務所で培った経験を活かし、人権擁護と社会正義を実現すべく一層努力する所存です。これまでの皆様のご厚情に心より御礼申し上げますと共に、今後もご指導ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。